# 平成 23 年度　事務事業事後評価調書（平成　22　年度事業）

| 整理番号 | 5 ― 55 |
|---|---|

## 1　事務事業の表示

※ ■ ： 該当

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 事務事業名 | 特定健診･特定保健指導事業 | | | | | |
| 評価者 | 担当課名 | | 保健福祉課 | 担当係名 | | 保険給付係 |
| | 管理職 | 職名 | 課長 | 作成者 | 職名 | 主事 |
| | | 氏名 | 淡路　至尊 | | 氏名 | 髙田　勉 |
| 事業の概要 | ４０歳から７４歳までの国保被保険者を対象とした、内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した生活習慣病予防のための健康診査（特定健康診査）や保健指導（特定保健指導）が、高齢者の医療の確保に関する法律により各医療保険者に義務化されており、本町においても国保保険者として特定健康診査及び特定保健指導を実施する。 | | | 全体計画 /単年度繰返<br>（平成 20 年度～ 24 年度） | | |
| | | | | 事業費 | 国･道支出金 | 4,636 千円 |
| | | | | | 地方債 | 千円 |
| | | | | | その他 | 3,733 千円 |
| | | | | | 一般財源 | 19,970 千円 |
| | | | | | 事業費計 | 28,339 千円 |
| 実施方法 | ■ 直営 | | 民間委託 | | その他（　　） | |
| 第５期総合計画（前期） | ■ 登載事業 | | 非登載事業 | 優先度 | B | |
| 事業の位置付け | 政策目標 | 2 | ぬくもり･雄武～保健･医療･福祉の充実～ | | | |
| | 基本施策 | 6 | 保健･医療の充実 | | | |
| | 単位施策 | 2 | 成人保健の充実 | | | |
| | 事務事業の種類 | ■ | 自治事務 | | 法定受託事務 | |
| | その他計画･根拠等 | | 高齢者の医療の確保に関する法律 | | | |

| 事業費 | 実施年度 | 20年度（実績） | 21年度（実績） | 22年度(実績) | 23年度(見込) | 24年度(計画) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 国･道支出金 | 1,192 千円 | 486 千円 | 1,054 千円 | 586 千円 | 644 千円 |
| | 地方債 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | その他財源 | 686 千円 | 538 千円 | 507 千円 | 973 千円 | 1,070 千円 |
| | 雄武町負担額（一般財源） | 2,052 千円 | 2,578 千円 | 1,119 千円 | 4,350 千円 | 4,490 千円 |
| | 合計 | 3,930 千円 | 3,602 千円 | 2,680 千円 | 5,909 千円 | 6,204 千円 |

## 2　事務事業の目的･内容（Plan･Do）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 【誰、何が（対象）】 | 雄武町国民健康保険被保険者 | 望ましい指標（目的達成状況を最も端的に表す理論上の成果指標） | | |
| 【抱える課題やニーズは】 | 特定健診受診率、特定保健指導実施率アップのための創意工夫 | 特定健康診査受診率、特定保健指導実施率 | | |
| | | 指標（指標計算式／解説） | 目標値及び実績値 | |
| 【どのような状態になることを目指したのか（意図）】 | 内臓脂肪症候群該当者及び予備群の減少 | ① 平成24年度における国で定めた率への到達<br>･健診受診率　65%<br>･指導実施率　45% | 目標年度 | 平成２２年度（健診） |
| | | | 目標値 | 50 % |
| | | | 実績値 | 34.8 % |
| | | | 達成度 | 69.6 % |
| 【その結果、どのような成果を実現したいか】<br>※成果＝目的 | 重症化予防と医療費抑制 | ② | 目標年度 | 平成２２年度（指導） |
| | | | 目標値 | 43 % |
| | | | 実績値 | 85.8 % |
| | | | 達成度 | 199.5 % |

| 内容（どのような手段で何を行ったか） | |
|---|---|
| ①町広報での周知 | 町広報に健診の年間予定表を折り込みし、健診時期や内容等を周知するとともに、健診の受付開始日に新聞折込等を行った。 |
| ②受診券発行 | 対象者全員に受診券を送付し、受診対象であることを認識してもらうとともに、健診の内容等についても同時に周知を図った。 |
| ③健診･保健指導の実施 | 予定どおりに集団健診･個別健診を実施し、特定保健指導が必要であるものについては支援を行っている。 |

## 3　事務事業の評価（Check）

（1）事務事業の必要性（町民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か、町が担う必要があるか。当該事務事業を実施しない場合の支障、既存事務事業との機能重複や見直しによる対応可能性）

| | | |
|---|---|---|
| 必要<br>必要／概ね必要／課題あり | ■義務的なもの<br>■全部<br>□一部 | 高齢者の医療の確保に関する法律により、本事業の実施が義務化されており、町民の健康管理と本事業を通じて医療費抑制の一部となりうるものであり必要である。 |

(2)事務事業の有効性（期待する効果が得られたか）

| | | |
|---|---|---|
| 有効<br>有効／概ね有効／課題あり | 設定した目標値の達成状況<br>■達成<br>□ほぼ達成<br>■下回る | 目標値は全国一律で設定されているものであり、基本的には達成すべき目標であるものの、結果として特定健診は下回る状況であった。しかし、目標に向けての取り組みは行っているところであるが、より率のアップに努めていきたい。 |

(3)事務事業の効率性（コストに見合った効果が得られたか、計画上のコストを下げる工夫をしたか）

| | | |
|---|---|---|
| 効率的<br>効率的／概ね効率的／課題あり | 判断の理由<br>■事業費抑制<br>□人員削減<br>□時間短縮・作業軽減<br>□その他 | コストに見合った効果が得られたと判断するのは、内臓脂肪症候群該当者及び予備群の減少に伴う医療費抑制が図られた場合と考えるが、結果を実感するまでには長期間の事業展開が必要と考える。ただし、健診や保健指導によって早期の治療が見込めることから、効果はある。 |

(4)事務事業の公平性

| | | |
|---|---|---|
| 公平<br>公平／概ね公平／公平でない | 判断の理由<br>■受益者負担がある<br>□受益者負担がない<br>□受益が一部に偏る<br>□その他 | 健康診査を受ける際は、料金の一部を本人に負担していただいている。（負担金徴収） |

## 4　総合評価【A～D】

A：計画通り事業が進んでいる。目標が達成された。今後も計画通り事業を進めることが適当　等
B：ほぼ計画通りに進んでいるが目標に達成していない。事業の進め方に改善が必要　等
C：当初の計画を達成できていない。事業規模、内容、実施主体等の見直しが必要　等
D：事業効果が表れていない。事業の統合、休・廃止の検討が必要　等

| 自己評価（一次評価） | 評価会議評価（二次評価） | 町長評価（三次評価） |
|---|---|---|
| B | | |
| 健康診査については、受診率が目標値に達しなかったものの事業の展開方法は良好であり、今後も受診率アップに努めていく。 | | |

今後の展開方向
（Action）

| | | |
|---|---|---|
| 継続／拡充 | | |
| これまで以上に町民（被保険者）が関心を持つようなアプローチが必要であり、結果として目標値につながるような工夫をしなければならない。 | | |

＊展開方向の区分
○ 継続／現状維持又は拡充又は縮小又は統合又は内容の見直し・変更　○ 終了　○ 休止　○ 廃止

## 5　その他特記事項（アンケート調査など外部評価を受けた場合は、その旨記入）